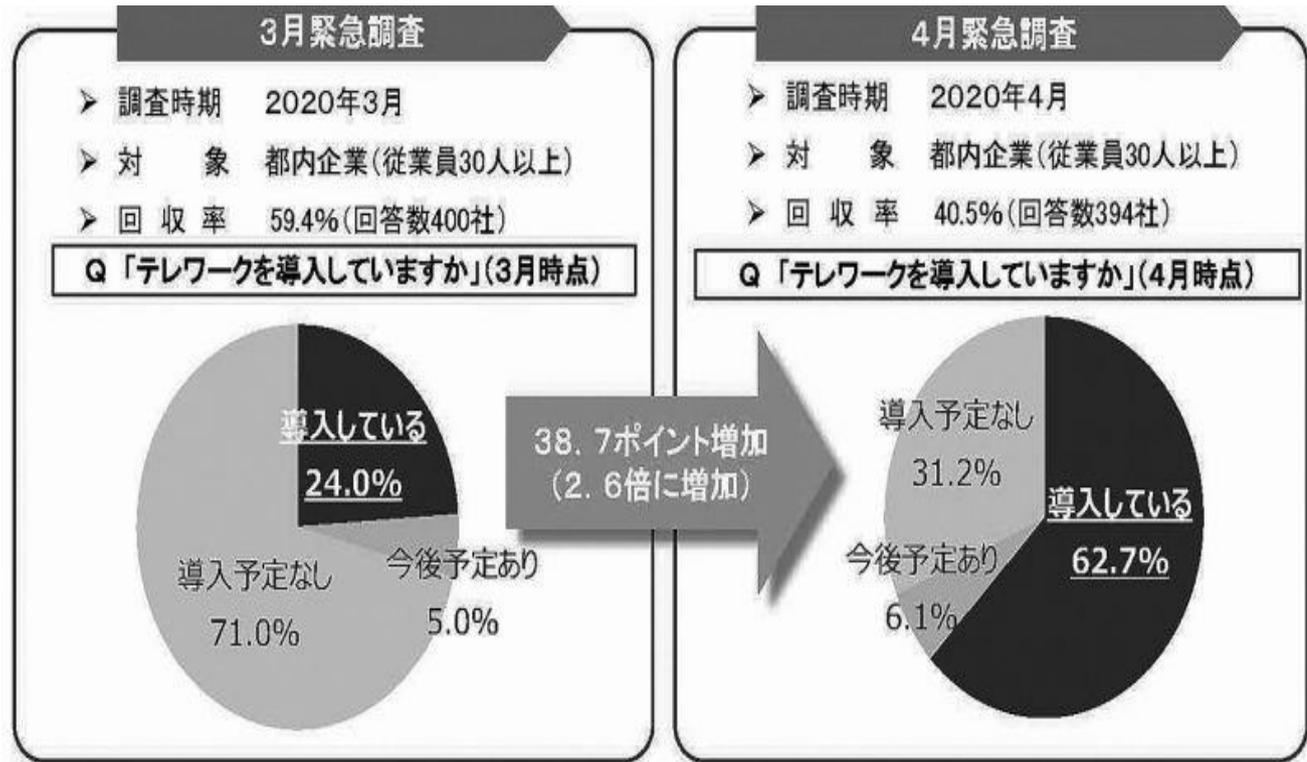


テレワークは、ワーク・ライフ・バランスにおいては次世代育成支援にもつながります。すでによくご存知のテーマかとは思いますが、おさらいの意味も含めて、テレワークについてご紹介してまいります。その第3回目です。

テレワーク導入の急拡大

企業のテレワーク導入が急拡大しています。最近の東京都の調査でも、今年3月時点で24%だった導入率は4月に約63%と2.6倍に上昇していることがわかりました。新型コロナウイルスの感染拡大を受けた動きとみられ、都は中小企業向けの助成金を用意し、さらなる導入を働きかけています。

＜東京都「テレワーク」緊急調査の結果＞



3月と4月の導入率を規模別に見ると、大企業は45%から80%に、中小企業は25%から71%に、小規模企業は19%から54%にそれぞれ大幅に上昇しました。テレワークを実施する社員の割合は4月時点の平均で5割近くに上っています。わずか1か月間での激変です。

業種別では、情報通信、金融、サービス業など事務や営業職が中心の業種で76%が導入、現場作業が多い建設や製造、小売業といった業種でも55%が導入しています。

都のテレワーク推進は、東京オリンピックの混雑解消の一環として行われてきましたが、これまではテレワークに慎重な企業も多くありました。新型コロナの感染が全国的に広がった3月、都は感染拡大防止に向けテレワーク機材の購入などに対し最大250万円を支給する助成制度を創設し、小池知事も通勤抑制に有効として企業に強く導入を求めてきた結果と言えます。

テレワーク導入の課題

テレワーク導入にあたって挙げられる課題の上位3つは次のとおりです。さまざまな調査によって裏付けられた課題であり、これまで各企業でテレワーク導入に慎重な姿勢を取る場合の根拠にもなって来ましたが。

裏返せば、これらの課題をクリアして行けば、テレワークがスムーズに導入され、推進されていくことにもなります（現在は新型コロナウイルスの感染拡大で、有無を言わず導入・推進されつつありますが）。

課題① 情報セキュリティの確保



「情報セキュリティの確保」に関する具体的な懸念要素は、パソコン、スマートフォンなどのデバイスの紛失や、社内情報を持ちだすことによる漏洩、社内ネットワークへの不正アクセス、なりすまし、利用する通信回線の安全性やパソコン画面ののぞき見などが挙げられます。

課題② 適正な労務管理



部下のマネジメント、特に労務管理に不安を持つ管理職は少なくありません。テレワークで目の前にいない部下は働きぶりが見えないので、「始業終業の時間がわかりにくい」「サボっているのではないかと不安」という声がよく聞かれます。一方で、働き過ぎへの懸念も多く、「オンオフの切れ目なくだらだらと残業をしてしまうのではないか」「夜中など好きな時間に勝手に仕事をするのではないか」という意見が出ることもあります。

課題③ 対象業務の少なさ



テレワークで行えない業務として真っ先に上がるのが、書類やはんこを使った業務や会議などの打ち合わせを伴う業務。また対面での接客や現場での作業など、場所に縛られる仕事はテレワークに向いていないと考えられます。

その他、「導入効果の見える化」「人事評価やコミュニケーション」などへの懸念も導入課題とされています。

まず、課題①「情報セキュリティの確保」を考えてみます。会社の端末やネットワークはさまざまなセキュリティ対策を施す必要があります（下図のとおり）。

課題① 「情報セキュリティの確保」のための対策

テレワーク時の情報セキュリティ対策は

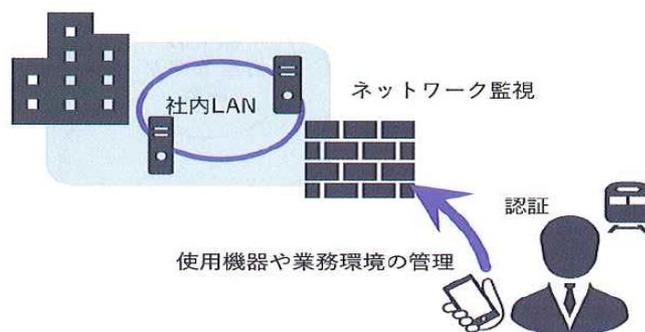
- ① テレワーカーの使う機器や業務環境の管理
- ② 社内アクセスへの認証
- ③ 社内ネットワーク監視

の3つの柱が中心になります。

①については、パソコン内に情報が保存できない機器の貸与、ハードディスクの暗号化、遠隔からパソコン内の情報を消去できるような管理ソフトの導入など、パソコンの紛失や盗難といったヒューマンエラーに備える対策が代表的です。

②については「多要素認証」がお勧め。IDとパスワードに加えて生体認証を追加するなど、なりすましへの対策を取りましょう。

③については、近年、標的型攻撃も増えていることから、従来の「入口」のみをガードするファイアウォールだけではなく、侵入してしまったコンピュータウイルス等を、ネットワークを監視することで検知したり、情報を持ち出される「出口」を遮断するなど、総合的な対策がとれる機器の導入が進んでいます。



加えて、自宅で使うパソコンやスマートフォン、タブレット等のセキュリティ対策としては、OSやアプリを最新の状態に保つ（常にアップデートする）ことと、ウイルス対策ソフトをインストールすることが大切です。

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。